

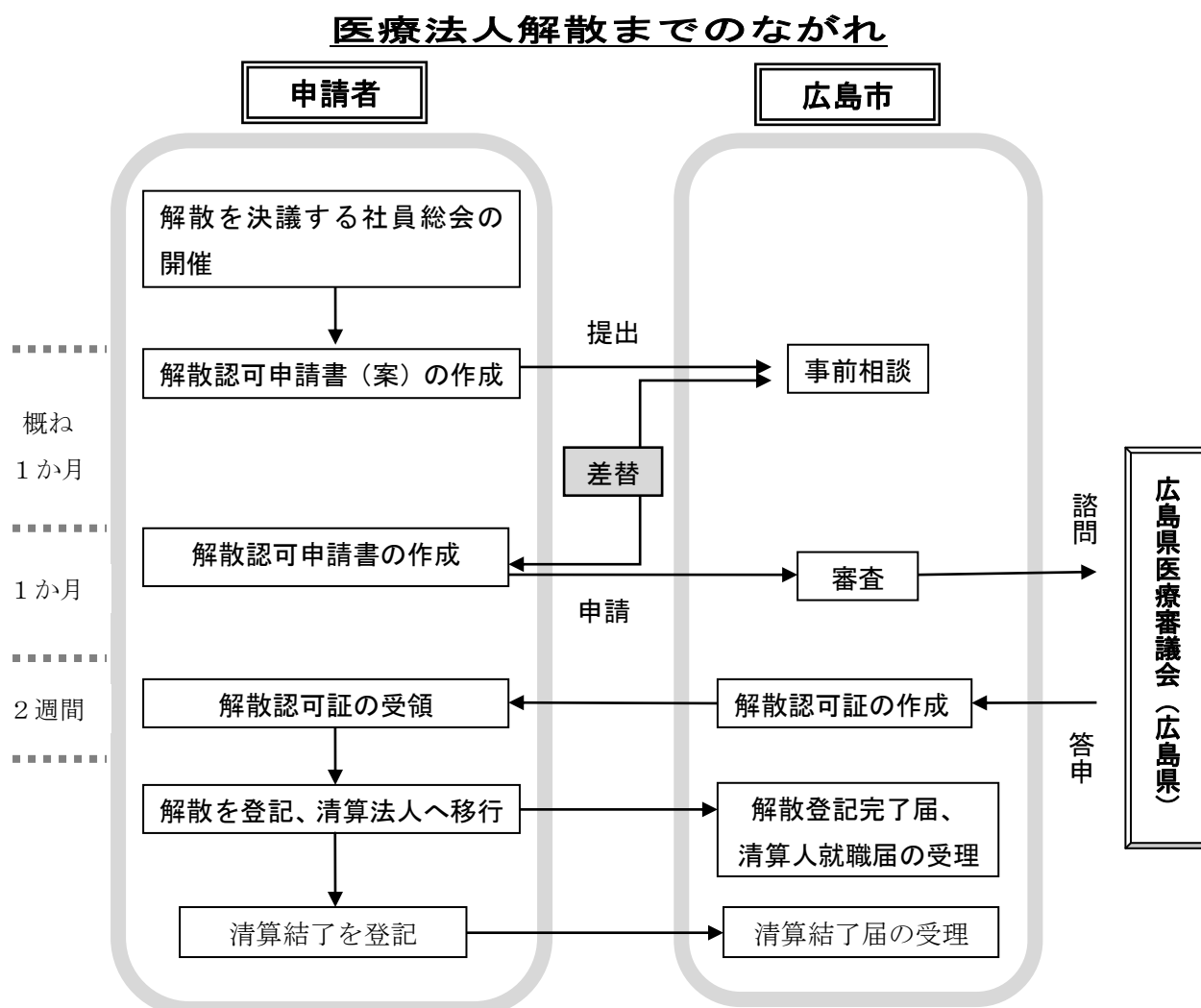
社員総会の決議による医療法人解散のながれ

社員総会の決議により医療法人を解散する場合は、広島県医療審議会の開催にあわせ、原則として次の基準日における財産目録、財産目録の明細、貸借対照表及び損益計算書を作成し、受付期間内に解散認可申請書（案）（押印不要）を1部提出してください。

なお、解散認可申請書（案）の提出から、医療法人が解散し、清算が終了するまでの流れは図のとおりです。

広島県医療審議会	基準日	解散認可申請書(案)の受付期間 (※)
第1回（8月開催）	2月末日	5月18日～5月31日
第2回（2月開催）	7月31日	10月18日～10月31日

(※) 受付期間は、土曜日、日曜日、休日を除く。



※広島県医療審議会は、年2回開催（2月、8月）されます。